様式第３号（第６条関係）

　 　　　　番　　　　　号

 　 　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥　取　県　知　事

（公印省略）

年度鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日第　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

 記

１　補助事業

　本補助金の補助事業は、「鳥取県新興感染症対応力強化事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

２　交付決定額等

　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

区　　　　　分　　　　　　　　　　算定基準額　　　　　　　交付決定額

（１）協定締結医療機関施設整備事業　　　金　　　　　　　　円　　金　　　　　　　　円

（２）協定締結医療機関設備整備事業　　　金　　　　　　　　円　　金　　　　　　　　円

３　経費の配分

　　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、２に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱（令和　年　月　日付第　　号　通知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第５条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。